

インターネット EDI 普及推進協議会 会則

1 名称

本協議会は、「インターネット EDI 普及推進協議会」(以下「本会」という。)と称する。

2 本会の英語名称を Japan internet EDI Association (略称: JiEDIA) とする。

2 目的

本会は、我が国における各産業界でのサプライチェーンの情報流通をインターネット EDI によって最適化、高度化ならびに効率化する活動を行う。

3 事業

本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 各業界において標準化されたインターネット EDI に係わる共通課題の共有及び 解決に向けた検討
- (2) 固定電話網の IP 網移行に伴う対応方針検討
- (3) インターネット EDI に関わる企業間データ交換用認証基準の策定 及び 当該基準に基づいて電子証明書を発行する認証局の認定制度
- (4) その他これらに付随する事項

4 会員 及び 特別会員

本会は、次の会員から構成される。

- (1) 正会員 本会の設立趣旨に賛同した団体 及び 別に定める企業
- (2) 特別会員 大学、団体、研究機関 及び それに準ずる組織に属する有識者であって、本会の要請により入会した者

5 入会

本会に入会しようとする者は、正会員・特別会員ともに別に定める入会申込書を事務局に提出することにより、申込をする。

6 退会

本会から退会しようとする者は、正会員・特別会員ともに別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 代表者及び担当者と連絡が取れなくなった会員は、そのことが確認されてから3ヵ月以上経過しても変更届が提出されない場合、退会したものとみなす。

7 組織

本会は、次の組織で運営を行う。

- (1) 本会の組織は、総会、運営委員会 及び 総会によって承認された部会によって構成する。
- (2) 事務局は、一般社団法人情報サービス産業協会に置く。

8 役員

本会の役員は、会長・会長代理 及び 幹事とする。

- (1) 本会の会務を円滑に行うため、会長 及び 会長代理を置くことができる。
- (2) 会長は会務の統括を行い、会長代理は、会長不在の時にその職務を代行する。
- (3) 会長は運営委員会 及び 部会を円滑に行うため、幹事を指名することができる。

9 総会

総会は本会の最高意思決定機関であり、本会則の他の規定で定められた決議を行うほか、次の事項について決議する。

- (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画の報告 及び 事業報告の承認
 - (3) その他、本会の運営上特に重要な事項
- 2 会長は毎年1回、通常総会を召集しなければならない。
 - 3 会長は必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を召集することができる。
 - 4 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 総会の議長は、会長 または 会長代理がこれにあたる。
 - 6 総会において、正会員は各1個の議決権を有する。
 - 7 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 8 総会に出席しない会員は、書面により他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合、当該出席しない会員は、出席したものと見做す。
 - 9 総会は、必要に応じて書面又は電子メールにより開催することができる。

10 事業費

本会の運営及び事業の実施に要する経費は、一般社団法人情報サービス産業協会の事業費予算によって支弁される。ただし、一般社団法人情報サービス産業協会の予算を超える場合は、会員からの徴収を妨げない。この場合においては、総会での議決を得なくてはならない。

11 事業年度

事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、初年度は事業開始時から翌年の3月31日までとする。

12 禁止事項

本会は、次の行為を禁じる。

- (1) 公序良俗、法律に反する行為
- (2) 信用を損ねる行為、または秩序を乱す行為
- (3) 他者に迷惑をかけたたり誹謗中傷する行為
- (4) 過度の営業行為や自組織への利益誘導行為
- (5) その他、会員としてふさわしくないと本会が判断した行為

13 業務運用規程

本会の運営に必要な事項は、本会則に定める場合のほか、別途、業務運用規程として定めることができる。

14 会則の変更

この会則は、総会において正会員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

15 その他

この会則に該当しない事項については、関係者の誠意ある協議により決定する。

附 則

この会則は、令和元年7月11日から適用する。